

「みち案内表示シート」に関するQ & A

Q 1 「みち案内表示シート」は、必ず設置しなければならないのか。

A 関係市町が構成員となっている「受入態勢の整備」部会で合意されたものであり、また、四国4県の遍路道で統一的に設置することにより効果を発揮するものですので、設置へのご協力をお願いします。

Q 2 「みち案内表示シート」設置箇所は、四国遍路担当課で調査するのか。

A 世界遺産登録の窓口課にご連絡させていただいていますが、実際に設置するのは「道路管理者」であるため、道路担当課と連携の上、調査、設置をお願いします。

Q 3 案内ルートの基本的考え方は？

A 今回の設置は、「世界遺産登録推進協議会」の「受入態勢の整備」部会で行うことであるため、「世界遺産申請ルート」を基本としながら、実際にお遍路さんが歩いているルートも踏まえて「県作成案内ルート」を作成しています。基本的にこれに基づいて「みち案内表示シート」を設置いただきたいですが、各市町村において、歩き遍路の方にとっての安全面等も十分考慮した上で、多数の歩き遍路の方が利用しているルートが別にある場合や、危険箇所がある場合などは、県にご相談下さい。

Q 4 案内ルートが2つに分かれている場合はどうするか。

A 「歩き遍路が多い方に設置する」、「両方に設置する」など、個別判断となります。

Q 5 国道，県道，市町道でないルート（里道等）に設置は出来ないのか。

A 市町村が管理し、シートを設置出来る施設がある場合は、里道等に設置いただくことが出来ます。

Q 6 直線が続く場合，どの程度の間隔で設置するのか。

A 設置基準においては、最小限度となっておりますので、5 km に 1 箇所は設置を

お願いします。

Q 7 「みち案内表示シート」のデザインやサイズは変更が可能なのか

- A 「みち案内標識シート」のデザインやサイズは、世界遺産登録推進協議会「受入態勢の整備」部会で策定した設置基準で定めていますので、統一して実施をお願いします。
- なお、材質については、維持管理の容易さを勘案のうえ耐候性等を考慮し選定することとなっておりますので、設置基準を参考に決定して下さい。

Q 8 四国電力やN T Tの電柱に設置することは可能なのか。

- A 道路管理者が管理する施設では無く別途設置協議が必要であること、電柱の維持管理上、シール状の「みち案内表示シート」の設置は難しいことから、今回の設置箇所調査で国・県管理道路では選定しないでください。
- ただ、アルミ板に印刷されたものをバンドで設置するものは可能と聞いておりますので（費用は数万円になるとのこと。）、市町村管理道路において、市町村が四国電力等に協議したうえで設置いただくことは可能です。

Q 9 信号機に設置することは可能なのか。

- A 他県より四国管区警察局に問い合わせ、協議いただいた結果、信号機に貼ることは出来ないとの回答でした。

Q10 予算は各市町村で確保するようになるのか。

- A 市町村管理道路に設置する「みち案内表示シート」は、各市町村の予算でお願いします。
- ステッカータイプでは、サイズにもよりますが、1枚2,000円～6,000円程度です。（※ステッカータイプ、封入プリズム型、50枚で作成、サイズは200×100と400×200の場合）
- また、社会資本整備総合交付金の効果促進事業（平成29年度の要望とりまとめは終了しているため平成30年度が対象）、高知県国際観光受入環境整備事業費補助金（平成28年度限り）の対象になるとお聞きしています。